7.9

０４【指定障害福祉サービス事業者等指導・監査資料】

**短　　期　　入　　所**

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 市町村名 |  |
| 事　業　所　番　号 |  |
| 実施年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 記入者 | 職氏名 |

|  |  |
| --- | --- |
| 検査吏員 | 職氏名 |
| 職氏名 |
| 職氏名 |
| 職氏名 |

愛知県福祉局福祉部福祉総務課監査指導室

**確認書類**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 規定等の整備状況 | 有　無 | 備　考 |
| １ | 指定申請関係書類・変更届・関係官署に対する報告書 | 有　・　無 |  |
| ２ | 運営規程 | 有　・　無 |  |
| ３ | 就業規則（労基署最終届出　　年　　月　　日） | 有　・　無 | 10人以上は届出 |
| ４ | 従業員雇用契約関係書類 | 有　・　無 |  |
| ５ | 従業員給与台帳 | 有　・　無 |  |
| ６ | 従業員名簿 | 有　・　無 |  |
| ７ | 従業員資格証 | 有　・　無 |  |
| ８ | 出勤簿（タイムカード） | 有　・　無 |  |
| ９ | 有給休暇申請簿等　（休暇取得日等が確認できるもの） | 有　・　無 |  |
| 10 | 超過勤務命令簿・超過勤務記録簿等（超過勤務実績が確認できるもの） | 有　・　無 |  |
| 11 | 出張命令簿・出張記録簿等（出張日等が確認できるもの） | 有　・　無 |  |
| 12 | 職員会議録 | 有　・　無 |  |
| 13 | 勤務表・組織体制図等 | 有　・　無 |  |
| 14 | 職員研修記録 | 有　・　無 |  |
| 15 | 利用者名簿 | 有　・　無 |  |
| 16 | 受給者証の写し | 有　・　無 |  |
| 17 | アセスメントシート・フェースシート | 有　・　無 |  |
| 18 | サービス担当者会議の記録 | 有　・　無 |  |
| 19 | サービス等利用計画 | 有　・　無 |  |
| 20 | 入退所記録 | 有　・　無 |  |
| 21 | サービス提供記録 | 有　・　無 |  |
| 22 | 決算・事業報告（関係書類） | 有　・　無 |  |
| 23 | サービス利用契約書・重要事項説明書 | 有　・　無 |  |
| 24 | 利用者負担金等の請求書・領収書（控） | 有　・　無 |  |
| 25 | 介護給付費・訓練等給付費等明細書（請求書） | 有　・　無 |  |
| 26 | サービス提供実績記録票 | 有　・　無 |  |
| 27 | 苦情・事故・ヒヤリハット・身体拘束に関する記録 | 有　・　無 |  |
| 28 | 利用者情報の秘密保持に関する取り決め等 | 有　・　無 |  |
| 29 | 利用者情報提供についての本人等の同意書 | 有　・　無 |  |
| 30 | 代理受領額通知書 | 有　・　無 |  |
| 31 | 事業所パンフレット等 | 有　・　無 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 規定等の整備状況 | 有　無 | 備　考 |
| 32 | 業務日誌 | 有　・　無 |  |
| 33 | 非常災害対策計画・消防計画・避難訓練記録　等 | 有　・　無 |  |
| 34 | 感染症の予防及びまん延防止のための対策がわかる書類 | 有　・　無 |  |
| 35 | 給食献立表 | 有　・　無 |  |
| 36 | 保菌検査記録 | 有　・　無 |  |
| 37 | 検食記録簿 | 有　・　無 |  |
| 38 | 給食日誌 | 有　・　無 |  |
| 39 | 業務継続計画 | 有　・　無 |  |
| 40 | 身体拘束適正化検討委員会の設置・運営等がわかる書類 | 有　・　無 |  |
| 41 | 身体拘束等の適正化のための指針 | 有　・　無 |  |
| 42 | 虐待防止委員会の設置・運営等がわかる書類 | 有　・　無 |  |
| 43 | 虐待防止のための指針 | 有　・　無 |  |
| 44 | ハラスメントの防止に係る方針を明確化したもの | 有　・　無 |  |

※当日すぐ確認できるように会場に用意しておいてください。

| 運　営　指　導　項　目 | 根拠法令 |
| --- | --- |
| **第１　人員に関する基準**　**１　障害者（児）施設等**　注 兼務職員は、（　　）内に人数を記入　**※直近の管理者及び従業者の勤務形態一覧表を添付（単独型のみ）****２　利用の数**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ４ | ５ | ６ | ７ | ８ | ９ | 10 | 11 | 12 | １ | ２ | ３ | 計 | 1日平均 |
| 前年度 | 施設入所利用者 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 短期入所利用者 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 今年度 | 施設入所利用者 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 短期入所利用者 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　開所日数（通所施設のみ）　前年度　　　　　　　日　　　　今年度　　　　　　　日注１　各月延べ利用者数を施設入所、短期利用者分それぞれ記入すること　　　指定を受けている事業の対象者すべての延べ利用者数を記入すること注２　「１日あたりの平均」は小数点第２位以下を切り上げること注３　「１日あたりの平均」について、通所施設にあっては、「計」を施設の「開所日数」で割って算出すること | 平成18年厚生労働省令第171号第115条1項 |

| 運　営　指　導　項　目 | 確認状況 | 根拠法令 |
| --- | --- | --- |
| **３　常勤換算**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 常勤換算（前年度） |
| 短期入所分 |  |
| 当該本体施設分（併設事業所のみ） |  |
| 合計 |  |

**４　医療機関**　　従業者は、医療法上、必要とされている数以上となっているか。　　※医療法第25条第1項に基づく（保健所による）立入検査の状況　　　実施日　　　　　年　　月　　日　　　指示事項　  　　**５　介護保険法上の事業所（施設）**従業者は、介護保険法上、必要とされている数以上となっているか。　　※介護保険法上の県による指導状況実施日　　　　　年　　月　　日　　　指示事項　　　　　　　　**６　管理者の氏名****第２　設備に関する基準****１　空床型・併設型・単独型の別**　　　※複数ある場合は複数選択**２　利用定員等**　　専用の居室を設けているか　　利用定員　　　　　　　　人**第３　運営に関する基準**　**１　内容及び手続きの説明**　（１）利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ当該利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い当該利用申込者の同意を得ているか。　　　※重要事項説明書への必須記載内容　　　　運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応苦情解決の窓口、第三者評価の実施状況等　（２）利用者との間で契約が成立したときは、障害者等の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、契約書等を交付しているか。　　　　※契約書等への必須記載内容　　　　経営者の名称及び主たる事務所の所在地、指定短期入所の内容、利用者が支払うべき額、提供開始年月日、苦情受付窓口等**※重要事項説明書、契約書、運営規程等の関係書類を添付**　　　　※**重要事項説明書、契約書、運営規程等の整合を図ること****２　提供拒否の禁止**　正当な理由無くサービスの提供を拒否したことがあるか。　　　ある場合その理由　過去1年間で　　　　　　　　件　　※理由　　　　　　**３　連絡調整に対する協力**市町村又は相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。**４　サービス提供困難時の対応**　利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合、他の事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じているか。　　※事例　過去１年間　　　　　**５　受給資格の確認**　受給者証により受給資格を確認しているか。　　　確認事項　　　ア　支給決定の有無　イ　支給決定の有効期間　ウ　支給量等**６　介護給付費の支給の申請に係る援助**　（１）短期入所に係る支給決定を受けていないものからの利用の申し込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。　（２）短期入所の支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。**７　心身の状況等の把握**　利用者等の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。　**８　指定障害福祉サービス事業者等との連携等**　（１）他の指定障害福祉サービス事業者等との密接な連携に努めているか。　（２）サービス提供の終了に際して利用者又はその家族に対し適切な援助を行っているか。　**９　サービス提供の記録**　サービスを提供した際には、提供日、内容その他必要な事項を、提供の都度に記録し、支給決定障害者等の確認を受けているか。**10　指定短期入所の開始及び終了**　（１）介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難になった者をサービスの対象にしているか。　（２）保健医療福祉サービス提供者等と密接な連携を図り、継続的な保健医療福祉サービスを利用できるよう必要な支援を行っているか。**11　入退所の記録の記載等**　（１）入所又は退所の際に、事業者及び事業所の名称、入所又は退所の年月日、その他必要な事項を受給者証に記載しているか。　（２）支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の合計が支給量に達した場合、受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しているか。　　**12　指定短期入所事業者が支給決定障害者に求める金銭の支払いの範囲**（１）支給決定障害者等に対して金銭の支払を求める場合は、その使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。（２）金銭の支払を求める際には、その使途及び額、支払を求める理由について書面で明らかにし、支給決定障害者等の同意を得ているか。　　ただし、13の(1)～(3)までに掲げる支払については、この限りではない。**12の2　利用者負担額にかかる管理**（１）支給決定障害者等から利用者負担額等に係る管理の依頼を受けた場合、当該障害者等が同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。　　　※直近の依頼件数　　　　　　　　　　件（２）この場合、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに支給決定障害者等及び関係指定事業者に通知しているか。**13　利用者負担額等の受領**　（１）サービスを提供した際は、支給決定障害者から厚生労働大臣が定めた利用者負担額の支払を受けているか。（２）法定代理受領を行わない（償還払い）サービスを提供した場合、支給決定障害者から指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けているか。（３）上記（１）、（２）以外の他の費用の徴収について、基準に基づき適切に行っているか。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内　　容 | 単　　価 | 内　　容 | 単　　価 |
| 食事の提供に要する費用（低所得者） |  | 食事の提供に要する費用（その他） |  |
| 日用品費 |  | 創作的活動にかかる材料費 |  |
| その他（　　　　　） |  |  |  |

（４）上記（３）の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得ているか。　　　※　口頭 ・ 文書　（どちらかに○）（５）（１）から（３）までに係る費用について支払を受けた場合は、領収証を交付しているか。　**14　介護給付費の額に係る通知等**1. 市町村から介護給付費及び短期入所医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、その額を通知しているか。

（代理受領通知）　　　※通知方法　　　　　　　　　　　　　　　　　（２）償還払いによるサービスの支払を受けた場合、サービス提供証明書を支給決定障害者等に交付しているか。**15　指定短期入所の取扱方針**（１）利用者の心身の状況等に応じて、支援を適切に行うとともに、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう利用者の意思決定の支援に配慮しているか。（２）サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しているか。（３）サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。　　　※第三者評価、自己点検等による評価の方法　**16　サービスの提供**　（１）サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、障害者等の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行われているか。　（２）適切な方法により入用者を入浴させ、又は清しきしているか。　（３）利用者に対して支給決定障害者等の負担により、当該事業者の従業者以外の者による保護を受けさせていないか。　（４）食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行っているか。　（５）調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。**17　緊急時等の対応**　　　従業者等は、利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じているか。　　※緊急時の対応方法（事例なしの場合も記載）**18　支給決定障害者に関する市町村への通知**　　　利用者が次に該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。　　　　偽りその他不正な行為によって介護給付費等を受け、又は受けようとしたとき。**19　運営規程**　運営規程は、基準に示された項目に基づき適切に規定されているか。※基準　　ア　事業の目的及び運営の方針　　イ　従業者の職種、員数及び職務の内容　　ウ　利用定員　　エ　サービスの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額　　オ　サービスの利用に当たっての留意事項　　カ　緊急時等における対応方法　　キ　非常災害対策　　ク　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類　　ケ　虐待の防止のための措置に関する事項　　コ　その他運営に関する重要事項**20　定員の遵守**　（１）併設型で実施している事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超える利用者数以上の障害者等に対して同時に指定短期入所を行っていないか。　（２）空床型で実施している事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超える利用者数以上の障害者等に対して同時に指定短期入所を行っていないか。　（３）単独型事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超える利用者の数となっていないか。**21　秘密保持**（１）従業者及び管理者は、正当な理由がなく、利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。（２）利用者又はその家族の秘密保持のために必要な措置を講じているか。　　　※必要な措置の例　　　　従業者の雇用時に取り決め等を行っているか。（３）他の指定短期入所事業者等に対して利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族から同意を得ているか。※提供件数　　　　　　　件〈過去１年間〉**22　情報の提供等**（１）利用者の適切かつ円滑な利用のため、実施事業内容に関する情報の提供に努めているか。（２）広告内容に虚偽又は誇大な表現がないようにしているか。　**※パンフレット等があれば添付****23　利益供与等の禁止**　（１）他の障害福祉サービスの事業者等に、利用者又はその家族に対して、貴事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。　（２）他の障害福祉サービスの事業者等から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受していないか。**注（１）、（２）の「**他の障害福祉サービスの事業者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定短期入所事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反する。**24　苦情解決**　（１）苦情処理のために必要な措置を講じているか。　　　　※必要な措置　　　　ア　相談窓口　　イ　処理体制の整備ウ　重要事項説明書への記載　エ　掲示等 　（２）苦情内容を記録しているか。　（３）県及び市町村が行う調査及び検査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行い求めに応じ改善内容の報告をしているか。（４）社会福祉法第８５条の規定により運営適正化委員会が行う調査又はあっせんに協力しているか。

|  |  |
| --- | --- |
| 調査・あっせん内容 | 対応状況 |
|  |  |

**25　事故発生時の対応**（１）事故が発生した場合は、都道府県、市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、又原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じているか。（２）事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。（３）賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。※損害賠償保険の加入の有無　　　　有 ・ 無　　　　※過去１年間の事故発生状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事故の概要 | 処置 | 再発防止対策 |
|  |  |  |

**26　会計の区分**　　　サービス種類ごとに経理を区分するとともに指定障害者支援事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。**27　記録の整備**　（１）従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。　（２）利用者に対するサービスの提供に関する諸記録、サービスに要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から５年間保存しているか。　　ア　提供した個々の指定短期入所に係る記録　　イ　「18支給決定障害者に関する市町村への通知」に係る記録　　ウ　身体拘束等の記録　　エ　苦情の内容等の記録　　オ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録**28　相談及び援助**常に、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。**29　管理者の責務**（１）管理者は、従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。（２）管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。**30　勤務体制の確保等**（１）適切なサービスが提供できるよう以下の項目を満たす従業者の勤務表を事業所ごとに作成しているか。　　ア　原則として月ごと　　イ　日々の勤務時間　　ウ　職務の内容　　エ　常勤、非常勤の別　　オ　管理者との兼務関係　　　併設の事業所については、本体施設の従業者と併せて作成しているか。　　※空きベッドを利用して指定短期入所の事業を行う各法上に規定する施設にあっては、当該施設の従業者について勤務表が作成されていれば差し支えない。（２）当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。※支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない（３）従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。※実施状況（過去１年間）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施日 | 対　象　者 | 内　　　容 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（４）職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。（ハラスメントの防止に関する方針の作成、方針の周知・啓発、相談窓口の周知）　**31　業務継続計画の策定等**（１）感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を作成しているか。（２）当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか（３）従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。　　　（研修：年１回以上、訓練：年１回以上）（４）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。　**32　非常災害対策**（１）消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知しているか。（２）非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。　　※直近の避難訓練等の実施日　　　　　年　　月　　日、　　　年　　月　　日、　　　防火管理者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　消防計画の届出日　　　　　年　　月　　日　　 （３）市町村防災計画に定められた浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設となっているか。（４）避難確保計画を作成し、市町村に報告を行っているか。　（５）避難確保計画に基づき、避難訓練を行っているか。（６）避難訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。（７）災害時情報共有システムに登録されている施設情報は最新のものとなっているか。　　　※令和６年11月６日一部改正・国局長通知「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」　**33　衛生管理等**（１）施設、食器その他の設備及び飲料水について、衛生的な管理に努め、必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。（２）感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用してできるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っているか。（おおむね３月に１回以上）　（３） 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。　（４）従業者に対して、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しているか。（研修：年２回以上、訓練：年２回以上）　**34　身体拘束等の禁止**　（１）利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていないか。（２）やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。（３）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用してできるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っているか。　　（少なくとも１年に１回）（４）身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。（５）従業者に対して、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。（年１回以上）**35　虐待の防止**1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用してできるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っているか。

（少なくとも１年に１回）（２）従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。（年１回以上）（３）委員会開催、研修実施を適切に実施するための担当者を置いているか。（担当者：職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　）**36　地域等との連携等**　　　事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。　**37　健康管理**　　　常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。　　※健康管理の方法　**38　協力医療機関等**　　　利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めているか。**39　掲示**　　事業所の見やすい場所に重要事項等の掲示を行う又は重要事項等を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧できるようになっているか。　　　※掲示内容ア　運営規程の概要　イ　従業者の勤務体制　ウ　協力医療機関　エ　苦情処理体制　オ　その他のサービス選択に資すると認められる重要事項＊閲覧の場所及び方法等**第４　変更の届出**　　　変更があったとき、１０日以内に届出を出しているか。　最近の変更届　　　　　年　　月　　日　　　※変更届けの内容　　　ア　事業所の名称及び所在地　　　イ　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所　　　ウ　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等　　　エ　事業所の種別　　　オ　建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要　　　カ　併設事業所において行うときは当該申請に係る事業所開始時の利用者の推定数、空床型で行うときは当該施設の入所者の定員　　　キ　事業所の管理者の氏名、経歴及び住所　　　ク　運営規程　　　ケ　協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容　　　コ　当該申請に係る介護給付費の請求に関する事項 | いる・いない非該当いる・いない非該当空床・併設・単独いる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない事例なしいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない事例なしいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない事例なしいる・いない事例なしいる・いない事例なしいる・いない事例なしいる・いないいる・いない事例なしいる・いない事例なしいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない事例なしいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない事例なしいる・いない事例なしいる・いないいる・いない非該当いる・いない非該当いる・いない非該当いる・いないいる・いないいる・いない該当なしいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない　いる・いないいる・いない事例なしいる・いないいる・いない該当なしいる・いないいる・いない事例なしいる・いない事例なしいる・いない事例なしいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない非該当いる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない非該当いる・いない非該当いる・いない非該当いる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない事例なしいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いないいる・いない該当なしいる・いないいる・いない事例なし | 第117条第9条1項第9条2項第11条第12条第13条第14条第15条1項第15条2項第16条第17条1項第17条2項第19条第118条1項第118条2項第119条1項第119条2項第20条1項第20条2項第22条第120条1項第120条2項第120条3項第120条4項6項第120条5項第23条1項第23条2項第121条1項第121条2項第121条3項第122条1項第122条2項第122条3項第122条4項第122条5項第28条第29条第123条第124条第36条1項第36条2項第36条3項第37条1項第37条2項第38条1項第38条2項第38条3項第39条1項第39条2項第39条3～6項第39条7項第40条1項第40条2項第40条3項第41条第42条1項第42条2項第60条第66条1項第66条2項第68条1項第68条2項第68条3項第68条4項第33条の21項第33条の22項第33条の23項第70条1項第70条2項水防法・土砂災害防止法改正H29.6.19第70条3項国通知第90条1項第90条2項第35条の2第40条の2第74条第87条第91条第92条 |